

ID: 147

担当部署: 環境課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例 第11条ただし書(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第11条及びエコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第11条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別な理由は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定める額を還付する。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により、エコ・ハウスを利用することができなくなったとき 既に納付した利用料金の全額</p> <p>(2) 利用許可の申請をした日から利用日の前日までの期間内に利用許可の申請を取り下げたとき 既に納付した利用料金の2分の1</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき 既に納付した利用料金の全額</p> <p>2 条例第11条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用日の前日までにエコ・ハウスたかねざわ利用料金還付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、還付することを決定したときは、エコ・ハウスたかねざわ利用料金還付決定通知書(様式第7号)を当該申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日